



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

- 戸籍法第百八十八条第一項の規定による指定に関する件(法務四七)
- 独立行政法人日本万国博覧会記念機構が取得することのできる有価証券を指定する件等を廃止する件(財務二九)
- 保安林の指定をする件(農林水産一六八、一六九)
- 保安林の指定を解除する件(同一七〇)
- 公職選挙法施行令の一部を改正する政令(二一)
- 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律の施行期日を定める政令(二二)
- 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(二三)
- 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(一四)
- 薬事法施行令の一部を改正する政令(二五)

[政 令]

〔日 次〕

- 特定土地区画整理事業の事業計画の変更について関係図書を縦覧に供する件(国土交通八七〇八九)
- 軽自動車検査協会事務所の所在地の変更及び検査業務を開始する日にについての届出があつた件(同九〇、九一)
- 砂防法第二条の土地を指定する件(同九一、九五)
- 砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件(同九六)

[省 令]

- 独立行政法人日本万国博覧会記念機構に関する省令の一部を改正する省令(財務五)
- 独立行政法人日本万国博覧会記念機構に関する省令を廃止する省令(同六)

〔告 示〕

[官庁報告]

- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を「失した旨」の書面の提出があつたので、その旨を公告する件(政治資金適正化委八)

七 (中央防災会議)

- 内閣 内閣府 外務省 農林水産省 最高裁判所

[国会事項]

[人事異動]

裁判所	諸事項
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係	
教育職員免許状失効関係	
地方公共団体	
会社その他	

〔公 告〕
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
教育職員免許状失効関係
地方公共団体
会社その他

〔公 告〕
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
教育職員免許状失効関係
地方公共団体
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

法令のあらまし

◇公職選挙法施行令の一部を改正する政令(政令第一二号)(総務省)

第一条で都道府県の議会の議員の選挙区を設定し、若しくは廃止し、又はその区域を変更するには、一般選挙を行う場合に限るものとした。ただし、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ定める区域については、この限りではないものとした。(第三条関係)

(一) 新たに市町村の区域の設定があつた場合当該市町村の区域の全部又は一部が從前属していた選挙区の区域

(二) 新たに市町村の区域の廃止があつた場合当該市町村の区域の全部又は一部が新たに属した市町村の区域の全部又は一部が從前属していた選挙区の区域

(三) 町村を市とし、又は市を町村とする処分があつた場合当該処分により市とされた町村又は町村とされた市の区域の全部又は一部が從前属していた選挙区の区域

(四) 一の市町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合において当該各区域を公職選挙法(昭和二十五年法律第一〇〇号。以下「法」という。)第一五条第五項の規定により新たに市町村の区域とみなしたとき当該区域の全部又は一部が從前属していた選挙区の区域

(五) 法第一五条第五項の規定により市町村の区域とみなしていいた区域がなくなつた場合当該区域が從前属していた選挙区の区域

(六) 他の都道府県の区域の全部を編入した場合は、議員の任期中においても、1の「から六までに掲げる場合に限り、変更することができるものとした。ただし、1の「から四までに掲げる場合においては、これらに定める区域の全部又は一部が新たに属することとなつた選挙区に限るものとした。(第四条関係)

第十三条 廃止法附則第二条第一項

規定する保有個人情報の開示、訂正（追加又は削除を含む。以下この条において同じ。）及び利

薬事法施行令の一部を改正する政令をここに公布する

第十三条 廃止法附則第二条第一項の規定により、機構が解散したときは、財務大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならぬ。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記記録を開鎖しなければならない。
（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用に関する経過措置）

る。)に基づき機構がした行為及び機構に対してされた行為は、機構の解散後は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)の規定(同法第二条第三項に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る部分に限る。)に基づき財務大臣(同法第四十六条の規定により委任を受けた職員を含む。以下この条において同じ。)がした行為及び財務大臣に付してされた行為とみなす。

薬事法施行令の一部を改正する政令
内閣は、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二百三号）の施行に伴い、並びに薬事法（昭和三十五年法律第二百四十五号）第四十条第四項及び第八十条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。
薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。
第一条中「第七条第一項」を「第四条第五項第一号」に改める。
第三十六条を次のように改める。

薬事法施行令の一部を改正する政令
内閣は、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二百四十五号）第四十条第四項及び第八十一条
並びに薬事法（昭和三十五年法律第二百四十五号）第四十条第四項及び第八十一条
この政令を制定する。
薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。
第一項「第七条第一項」を「第四条第五項第一号」に改める。

この政令は、廃止法の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。ただし、第九条の規定は、公布の日から施行する。

第三十七条中「前条」を「第三十五条」に改める。
第四十九条第一項第一号中「第十条」を「第十条第一項」に改め、同項第三号中「第十条」を「第十一条第一項」に改め、「含む。」の下に「又は第二項（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

員を含む)以下この条において同じ)がした行為及び財務大臣に対ししてされた行為とみなす。
(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用に関する経過措置)
第十五条 機構の解散前に独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の規定(同法第二条第三項に

財務大臣	麻生	太郎
厚生労働大臣	田村	憲久
経済産業大臣	茂木	敏充
国土交通大臣	太田	昭宏
環境大臣	石原	伸晃
内閣総理大臣	安倍	晋三

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

平成二十六年一月五日

政令第一十四号

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
内閣は、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二百三号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(以下「法」という。)の施行期日は、平成二十六年六月十二日とする。ただし、法第二条中薬事法(昭和三十五年法律第二百四十五号)第七十六条の四及び八十三条の九の改正規定、法附則第九条及び第十条の規定並びに法附則第十三条中麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十四条第五項の改正規定の施行期日は、同年四月一日とする。

厚生労働大臣
農林水産大臣
内閣総理大臣
安倍晋三
田村憲久
芳正

御名御

平成二十六年五月五日

内閣総理大臣 安倍晋三

		第五十三条の表第四十条第二項において準用する第九条第一項の項を次のように改める。
第三十一条第一項において準用する第九条第一項	薬局開設者	管理医療機器の販売業者又は賃貸業者
第三十一条第一項において準用する第九条第一項	薬局の開設者	一般医療機器の販売業又は賃貸業の営業所の者
第三十一条第一項において準用する第九条第一項	一般医療機器の販売業者又は賃貸業者	一般医療機器の販売業又は賃貸業の営業所の者